

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	17番	西橋 豊啓	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画について
議案第29号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第30号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局

おはようございます。

本日は西橋委員から欠席の連絡が来ております。事務局長ですが、一身上の都合で欠席です。

ただ今より平成 28 年度第 7 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 10 番委員の笹原綾乃委員にお願い致します。

憲章朗唱（10 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。

非常に天気がぐずついておりますが、久しぶりの青空でございます。皆さんにおかれましては、畑仕事をしたいと、しないといけないことがたくさんあるかと思っておりますが、定例総会に出会していただきましてありがとうございます。

また、月初めには菊陽町への視察研修に参加いただきましてありがとうございます。

私どもの任期も 1 年を切っております。新体制に向けた協議等で事務局もバタバタしております。新体制構想がだんだん固まりつつあるようでございます。

本日は中間管理機構関係が多くございますが、そんなに難しい案件はないのではないかと考えておまして、総会の審議が終了後、屋久島普及所農林課長に講和をいただける予定にしておりますので最後までご協力をお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 19 番委員・20 番委員にお願いいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 6 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 6 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

報告第 6 号につきましては議案第 28 号の農地中間管理事業へのせかえの為の合意解約ですので、1 件 1 件についての説明は省略させていただきます。お目通しください。

会長

報告案件でございますが、中間管理事業へ移行するための合意解約でございます。特にご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

では報告案件でございますので、このようにご承知をお願いいたします。

事務局

続きまして議案第 26 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 32 番・33 番・34 番は借人が同一ですので一括して事務局から説明をお願いします。

議案第 26 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 32 番。権利の種類：賃借権設定。契約内容：使用貸借権。
申請人：借人（■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■
■■さん（■■歳）外 3 名。土地の所在：■■■■■、他 1 筆。地

事務局

目：すべて畑。2筆の合計面積：■■■■m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ぼんかん・たんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：経営面積は0、申請人の経験年数が20年、妻が20年。農機具等の保有状況：草払機・1です。貸借期間：平成28年11月1日から平成31年10月31日までの3年間。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号33番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)、譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号32番と同じですので省略いたします。

整理番号34番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)、譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号32番と同じですので省略いたします。

今回は新規就農ですが経験年数・営農計画もしっかりと立てられていることから、特に問題は無いと考えます。

農地法第3条の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号32・33・34番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

整理番号32番ですが、借人は貸人の父親の弟ということでございます。16ページに写真がございまして、左上の■■■■m²ですが隣接の住宅の下が■■■■の家、上が■■■■の家です。タンカン畑でございます。■■■■の下に■■■■m²。こどもタンカン畑でございます。■■■■が長男という事で外の果樹園も含めて管理をしておりますけれども、忙しいわけですので、この2筆をおじさんに任せるといことであります。刈払い機が1台ですが、■■■■が機械を持っておりますのでそれを使ってやるということです。期間は3年です。

整理番号33番ですが、■■■■にあります。整理番号34番の売買ですが、写真の一番右手に■■■■程ですね。この2筆については、数年前から■■■■さんが借りておまして管理をしております。

■■■■さんは非常にしっかりと管理をされる方ですので、この2筆に関しましても公園のように石も積んでありますので、3件につきまして、地元としましても何ら問題ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号32・33・34番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号32・33・34番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号32・33・34番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号35番です。事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号35番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。譲受人：

事務局

() 代表取締役： さん、
譲渡人： () さん (歳)。土地の所在：
、他3筆。地目：すべて畑。4筆の合計面積： m²。
3筆が農用地区域内です。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：
ぼんかん・たんかん・パッション・モリंगाを1月から12月。事由：
規模拡大。権利の移転を受ける者の状況：所有面積が m²。申請人
の経験年数：10年。農機具等の保有状況：草刈機・1、動噴・2です。
今後、耕運機1台を導入予定です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということ
です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』
ということです。

譲受人の は先月の総会にて農地所有適格法人として農地
を取得した法人でございます。今回は代表取締役の さんの所有地を
法人に移すもので、経験年数・営農計画・機械の保有状況を見ましても
問題ないと考えます。

農地法第3条の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしている
と考えます。 以上です。

会長

整理番号35番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番(農業委員)

6月の総会で3条申請で許可を受けた農地ですが、 さんが農業法
人を立ち上げましたので、そちらに所有権を移転するものです。
当初の計画通り進められると思いますので問題ないと思います。

会長

整理番号35番について皆さん方からご意見、ご質問いかがでしょう。
(「異議ありません。」の声あり)
整理番号35番について計画を許可することにご異議ございません
か。
(「はい。」の声あり)
整理番号35番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号36番の説明をお願いします。

事務局

整理番号36番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：
譲受人() さん(歳)、譲渡人()
さん(歳)。土地の所在： 、畑、 m²。地
目：畑。面積： m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕
作期間：野菜類が1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受け
る者の状況：所有面積が m²、申請人の経験年数：5年。農機具等
の保有状況：耕耘機・1です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということ
です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』
ということです。

今回の申請は規模拡大を図るものです。経験年数・営農計画・機械の
保有状況をも特に問題もみられないことから、農地法第3条の各号
に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上
です。

会長

整理番号36番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番(農業委員)

譲受人は 年ほど前に U ターンしてまいりまして現在 で農業を
されています。譲渡人は体調を壊しまして、農業もされておりません。
23 ページの写真をお願いしたいんですが、 の向かいの細長い
土地です。譲受人の土地の隣接です。今回、ここも含めて規模拡大をし
ようと、隣接地を譲ってほしいと相談したところ贈与で話がまとまった

○番（農 業 委 員）	<p>ということです。</p> <p>今は自家用の野菜を作っています。特に問題ないと思っております。以上です。</p>
会長	<p>整理番号 36 番について皆さん方からご質問ございますか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>贈与ですが、申請人の関係は。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>特にはないです。他人です。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>所有地が ■■■■ m²、すべて採草放牧地で規模拡大ということが腑に落ちないんですけども。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>他の畑は面積が大きいですので、ここから手を付けていきたいというお話です。</p> <p>自分の畑の入り口に申請地がありますので、今回の申請になっていると思います。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>言っていることはわかりますけども、既存の農地があるのに規模拡大で新たに所有することに疑問はありますけどね。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>譲渡人は子供さんや親戚はいないんですか。</p> <p>贈与となると、もめたりしませんかね。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>すみません。そこら辺は確認しておりません。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>■■■番委員が言っているように、営農計画なんかに問題はないんですけども、規模拡大という理由に疑問があるわけです。</p> <p>販売目的もないようですけど。自家用ということですし。</p>
事務局	<p>すみません。22 ページの営農計画書なんですけど、田の 0 a、畑の ■■■■ m²、採草放牧地が 0 a で合計 ■■■■ m²ということですので、採草地ではなく畑の面積が ■■■■ m²だということです。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>他の所有地については耕作はしているんですか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>耕作はしていませんけども、いつでも植えられる状態です。</p>
会長	<p>管理はされているんですか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>はい。管理はしています。</p>
会長	<p>私の方から言うのも恐縮なんですけど、既存の農地も荒れないように地元委員さんは気を付けてみていただいて。</p> <p>整理番号 36 番について皆さんからご意見が出ておりますが、許可することにご異議ございますか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号 36 番について許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 36 番は計画を許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして 24 ページです。議案第 27 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 27 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。</p>

事務局

整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（ ）株式会社 代表取締役・ さん、譲渡人（ ） さん。土地の所在： 、他 3 筆。地目：すべて畑。4 筆の合計面積： m²。利用状況：すべて休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由：『屋久島の林業を活性化させるための、地杉の苗木を育成する拠点をつくるため。』ということです。転用目的及び事業計画：苗木植林が m² となっております。

今回の申請は譲受人が屋久島の林業活性化の為、植林を行うものであります。事業計画・配置計画図・被害防除計画等をみても特に問題は見られない為転用はやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請地は 7 月の総会で非農地証明願いを出した土地でありましたが、ススキをはらえば畑として十分に使えるということで否決されております。

譲渡人は におりますが、以前は屋久島に住んでおりました。屋久島に帰ってくる予定もないということですので売買して処分をしたいんだろうと思います。

8 月の総会では再度非農地証明願いと陳情書が上がってきておりましたが、地杉の苗床であれば地目を変更しないで畑のままできるという話でしたので、非農地としては認めない判断をしております。

しかし、放置しておけば放棄地になってしまいますので譲渡人の希望もありまして売買で申請があがってきました。譲渡人の希望も叶えられ、畑も有効活用されるのであれば良いのではないかと考えております。 以上です。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

事務局、譲受人の会社は何の会社ですか。

事務局

定款では木材・建築資材等の輸入・販売となっております。

会長

木材の取引をしている会社ですね。

畑で苗木を作るのには転用許可はありません。2 年・3 年で売るのであれば。実際に屋久杉の苗木は供給できるものはないそうです。供給体制は整っていないということでした。

この申請は植林をするという計画になっているようですので。山林転用の申請になります。

○番（農 業 委 員）

周りを見たら茶畑がありますけど、山林にしたら日照の関係とか大丈夫なんですかね。

会長

茶畑のそばに杉林があると、風が吹くたびにお茶の上に枯れた杉の小さな枝葉が落ちてきて、それを取り除くのにお茶農家は大変な労力を使うと聞いております。

ですから被害防除のところで将来的にそこら辺が出てくるかどうかですね。

28 ページです。当事者で責任を持って解決をするということです。

○番（農 業 委 員）

もともとが農地のところを山林に転用というのは。

普通だったら、放棄地が山林化して山林に地目を変えるわけなんですけど、畑に杉を植えて 10 年・20 年経てば山林になりますよね。

会長

農地として使っていた場所に杉を植えると山に生えているものに比べると1.2倍から1.5倍ほど、成長は悪いと思われます。しかし県内でも担い手がなくなった農地に植林されて山林転用がなされています。そのかわり、植えても人間が引き抜いて抜ける程度の植林では、農業委員会から山林だという証明は出しません。一般的には5年前後、杉が育たないと。

○番（農業委員）

■にも杉を植えているところが農地で残っておりまして、うちの親父も製材所に杉を買ってもらおうと思ったようですが、節が多いので杉はいらないと言われたそうです。

会長

今回の申請は5条であっていますが、いろいろな書類の保存期間は一般的に5年ですので、5年のうちに転用の証明を農業委員会が出せるか不安ではあります。5年を過ぎると手続き上申請書を出したのかも分からなくなります。本人が申請書を持っていれば可能ですが。行政側は5年で保存義務が切れますので。

以前、国調時に杉を植えているんですが林地として認定していないんですね。畑のまま残されています。

ここ5・6年、非農地調査で皆さんに頑張ってもらっていますが、約1000町歩、非農地と認めた中に杉林も結構入っています。

人の手が加わった農地を非農地として認めない市町村もございますが、私どもは20年以上経過したら認めていかないとどうにもできない状態ですので、相当非農地として調査しております。

これは植林して永久林にする計画のようですのでやむを得ないのかなと。

○番（農業委員）

植えた後の管理とかは。

事務局

■が管理をされるようです。

会長

■は■が役員構成の中に入っています。あとは島外の方が数名、役員が入っています。

○番（農業委員）

譲受人の会社の設立はいつ頃ですか。

事務局

27年の3月です。

○番（農業委員）

植林して成木にしてとなると、30・40年ですよ。500万、600万出すなら、杉林を買った方が良いですよ。半額で買えますし。

目的が植林して製材して販売なのか。

譲渡人が土地を売りたいということはわかっているんですけど、ちょっと疑問です。

会長

確かに私どもがこの農地を見れば、ここに杉を植えるのはもったいないというのが素直な気持ちです。

しかし県下では鳥獣の被害がある、周りが林地化しているところは、結構植林目的で転用されております。

○番（農業委員）

前回、非農地として判断しなかったのは農地であると判断したからだと思いますので、農地として使えるのなら農地として残しておきたいと思いますけど。

会長

前回は非農地証明願いでしたので、非農地としての認定基準をクリアしていないので認められないという判断でした。

今回は5条、農地を農地以外の目的で活用しますという申請ですので、このときに被害防除・資金計画等の書類がそろっておけば、何を理

会長

由に認められないと判断するかということですね。

例えば資金証明が準備できていなければ、私どもが上に上げてても県は却下します。資金がないのに転用の計画が実施できるのかという問題ですね。そういう書類が揃うまで、県は一定期間保留にします。

○番（農業委員）

書類が出ていれば認めない理由がないという話ですけど、自己資金が■■■万円、土地取得が■■■万円、造成費が■■■万円、苗木購入費が■■■円が■■■本で■■■万円。苗木を植える人の人件費なんかは入ってないですよ。

苗木 5000 本売ってくれる業者がわかっていて、証明書のものがあるなら認めてもいいでしょうけど、どこが 5000 本の苗木を準備してくれるんですか。それが確定出来たら、5000 本を植える準備ができているということで認められるんじゃないかなと思いますけど。

会長

屋久島では杉を植えるための転用というのは珍しいと思うんですが、県下ではたくさんございます。高齢化・後継者不足等で。

○番（農業委員）

例えばこの会社が屋久島にある会社だったらわかるんですが、県外の会社がたった 1 町歩程度の土地を買って、杉を植えて。普通だったら考えられないですよ。購入後、1・2 年で利益がでるようなものでもないですし、これだけのお金を投資して 30 年・40 年待てるかということ考えた時に、無理なんじゃないかと思います。

事務局

申請人が言うには、ここで収益を得る気持ちは無いそうで植林場所がないので、植林地を増やしていきたいという考えだそうです。

○番（農業委員）

この上の茶園に迷惑は掛からないですよ。自分の土地だから何しても良いというわけではないでしょうから。

会長

26 ページの配置計画図をみますと茶園側に緩衝地を設ける予定ですので、とりあえずはこれでクリアするのかなと思います。杉が大きくなって緩衝地が狭いんじゃないかということが隣接から出てくれば、この方の責任で解決をしますという誓約書もございますので。

譲渡人も農地として活用してくれる方がおれば農地として処分したと思うんですが、なかなか見つからなかったということです。

屋久島町農業委員会が許可権者ではないですので、私どもが認めたからと言って必ずしも許可にはならないです。

農業委員会としては、この案件について「こうです。」という意見書を提出するだけです。認められない場合には認められない理由をしっかりと付けて出す必要があります。

○番（農業委員）

杉を植林したあと 5・6 年経ってから許可するという事はできないんですか。

会長

許可なしに杉を植えますと、農業委員会からしますと違反転用という判断になります。

例えば家を建てるための転用申請をあげた時、許可が下りてからでないとなら着工できません。そのあと 1 年後なりですね、家が建った時に現地調査をしまして、確かに家が建っています。という証明をだしたら、地目の変更ができるわけです。

ですから植林の場合、4・5 年経過してから証明を出して、地目が変更されるということです。

その間、転用は実行されておりますが地目は畑のままです。

逆に許可をもらって家を建てて 20 年・30 年住んでいても、証明を出さず地目変更をしていなければ、家があっても地目は畑という事になり

会長

ます。

皆さんも調査をされている中でたくさん見てきたと思いますが、ここが許可を得て家が建っているのか、無断転用なのかの確認は5年が過ぎれば難しいというわけです。

○番（農業委員）

例えば5年間杉を植えてます。証明をもらって農地から外れた時に、宅地として売り出すことも可能なわけですよ。

そうやって家が建てば問題じゃないかということですよ。

会長

地目が変わってしまうと農業委員会が口を出すことは出来ません。

地目が山林のところには家が建とうが、農業委員会は関係がございません。

○番（農業委員）

法に触れないわけですので、5年・10年して証明を出す方向で良いんじゃないかと思えますけど。

○番（農業委員）

目的が見え見えの気もしますけど。

会長

私自身も、譲渡人が不動産屋に相談している時点で非常に疑わしいと思っています。ですが、認められない明白な理由が残念ながらありません。

農振地域からも外れておりますので、農業以外の活用をしてもあまり強く言えないです。

そういうことですので、疑わしくはあるんですが許可をしない理由がないということで整理番号13番についてはやむなく同意しますという事でいかがでしょうか。

（「はい。」の声あり）

整理番号13番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして30ページ。議案第28号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第28号。農用地利用集積計画について、上記の議案を別紙のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号1番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借、使用貸借。対象地区：[]地区。借人：鹿児島県地域振興公社 貸出人数：25名。筆数：213筆。総面積：152,707㎡。契約期間：5年契約、10年契約となっています。

整理番号2番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借、使用貸借。対象地区：[]地区。借人：鹿児島県地域振興公社 貸出人数：26名。筆数：213筆。総面積：140,004㎡。契約期間：5年契約、10年契約となっています。

今回の案件につきましては農地中間管理事業の平成28年度第3期申請分に係る手続きであります。

公社が中間管理権を取得した後、実際耕作者への貸付時期は12月1日からとなります。

今回の案件は地域の話し合いに基づく申請ですので、問題は無いと思われまます。以上です。

会長

まず、[]の地元委員から気づいた点などあればお願いします。

○番（農業委員）

[]は昨年、[]地区に続き[]地区を中間管理機構に貸出しをいたします。46ページの地図をお願いしたいんですが、[]

○番（農 業 委 員）	<p>の下です。色が塗られているところが今回の対象地です。貸し付け年数ですが、『1年だったら良いんだけど。』とおっしゃる方が多くて、色塗りされていないところもあります。</p> <p>利用集積なんで、ある程度まとまっていた方が良いというお話なんです。今まで使っていた土地を変更したくないということで、耕作者で固まってというわけにはなっておりません。 以上です。</p>
会長	<p>続きまして■■■をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>■■■はやっとこの事業に乗せてもらえることができました。</p> <p>46 ページ・47 ページです。■■■を渡って■■■の上と■■■の県道上、県道下。約 14 町歩です。</p> <p>先ほど■■■からもありましたように、貸借期間が 10 年は長いという事で、色が塗られていない場所があります。それから登記の関係で約 2 町歩ほどこの中に入れられなかったところもあります。</p> <p>農地を荒らさないように、皆で協力しながらやっていきたいと思えます。 以上です。</p>
会長	<p>ただ今の■■■地区、■■■地区について皆さん方からご質問等いただきます。 いかがでしょう。</p> <p>今回は『地主さんから地域振興公社に預けます。』という申請について、農業委員会から意見が必要であるという事です。</p> <p>これは全て受け手が決まっておりますが、受け手の許可は知事が行います。</p> <p>借り手についても、集落の中で数回に渡り話し合いを行って決めているものです。</p> <p>皆さん方からご意見等ございませんか。 （「ありません。」の声あり）</p> <p>それでは議案第 28 号、整理番号 1 番・2 番について申請通り認めることに決定してよろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 1 番・2 番は認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 29 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求めます。</p> <p>整理番号 4 番。変更区分：農用地除外。申請人：■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■の一部。地目：山林。農用地区域内。土地改良区域内。変更事由：『住宅建築にあたり、地目が山林である当該地を農用地区域から除外するため。』ということです。変更目的及び事業計画：一般住宅の建築面積■■■㎡、所要面積■■■㎡、駐車場■■■㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金で■■■円です。</p> <p>今回の申請は申請地の一部を農業振興地域から除外し、住宅を新築したいというものであり、申請地を見ましても周辺地域における影響は特に認められない為、計画を認めることはやむを得ないと考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 4 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>51 ページの航空図をご覧ください。■■■を上がり■■■を超え</p>

○番（農 業 委 員）

て1 km程の所にあります。

写真では山林状態ですが、現況は開拓されて53 ページのように原野の状態です。

申請地は農振地域ではありますが、周辺は住宅が点在しておりますし、山林であっても住宅を建てるには農振区域に入っていたら除外しなければいけないということですので、やむを得ないと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

農振から除外することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は除外を認めることに決定いたします。

続きまして議案第30号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

整理番号8番・9番は関連がございますので一括説明いたします。

事務局

議案第30号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号8番。申請人：（ ） さん（ 歳）。土地の所在： 、畑、 m²。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『約35年ほど前、父が工事に伴う捨土の処分を依頼され、当時県道よりかなり低い状態だった申請地に盛土工事を行った。その後防風林を植栽したが、農地としては利用していない。父が平成 年に亡くなり相続したが、仕事をしているため管理が難しく現状に至っている。』ということです。

整理番号9番。申請人：（ ） さん（ 歳）。土地の所在： 、畑、 m²。第2種農地・都市計画区域内。以下は整理番号8番と同じため省略いたします。

申請地は砂利等を敷き込み転用してから20年以上経過しており、雑種地化している状態です。農地に復元するには多大な労力と費用を要することから、非農地とみてやむを得ないと思われま。 以上です。

会長

整理番号8番9番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

57 ページの航空写真をお願いします。 のすぐ近くです。右側の さんの方は川が流れております。真ん中に家がありますが、この方も兄弟です。県道の工事の時に土砂捨て場に利用したそうなんです、畑としては使えない状態です。地元としてはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号8番・9番について皆さん方からご質問・ご意見いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号8番・9番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号8番・9番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号10番の説明を事務局からお願いします。

事務局

整理番号10番。申請人：（ ） さん。代理人：（ ）

事務局

■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■
■■■■。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■m²。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成■■年■■月に父が亡くなってから、現在まで耕作をしていない。申請人自身も■■■■で仕事をしている関係で屋久島へ帰ってくることができず、そのままの状態まで今日に至る。現在は雑木と竹が繁茂している状況である。このようなことから元の畑に戻し耕作するには多額の費用と労力を要することから、今回非農地証明願いを申請した。』という事です。

申請地は■■■■から南西に1,5kmのところを位置し、雑木と竹林が広がっており山林化している状態である。申請人が島外に居るといふ事、農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと思われまふ。

会長

整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

62ページの航空図をお願いします。■■■■の町道から100mほど上にのぼったところでは。申請人と代理人の奥さんが兄弟では。

現場にはミカンの木がまだあるんですけども、雑木と竹がミカンの樹よりも大きくなっておりまして、畑に戻すのはちょっと無理かなと思ひます。申請人も屋久島に帰ってこないといふことでは、屋久島に居る兄弟も手が回らないといふことでは、やむを得ないと思ひます。

会長

整理番号10番について皆さん方からご質問等いかがでしよう。（「ありません。」の声あり）

整理番号10番について非農地として認めることにご異議ございせんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号10番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

19番

20番

平成28年10月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久